

認定手続開始通知書（輸出者用）

令和 年 月 日
開始通知 第 号
(開始通知書番号)
殿

(税関官署の長) 印

貴殿が令和 年 月 日に輸出申告した貨物は、関税法第69条の2第1項第3号・第4号（同法第75条において準用する場合を含む。）に掲げる輸出してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第69条の3第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

記

1. 申告番号			
2. 申告年月日	令和 年 月 日		
	品 名		数 量
3. 疑義貨物			
4. 権利者の氏名又は名称及び住所			
5. 知的財産の内容			
6. 認定手続を執る理由			
7. 輸出差止申立て	有	無	
8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	令和 年 月 日		

(注) 1. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当しないことについて、上記8に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。

(貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第69条の2第1項第3号・第4号（同法第75条において準用する場合を含む。）に該当しない場合は、当該貨物を輸出することができます。) [注：裏面2及び3参照]

2. 上記7の「輸出差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができますなお、本通知に係る貨物を保税地域に蔵置している場合には、上記8の期間にかかわらず当該貨物について関税法第40条等に基づく内容点検を行うことができます。
3. 上記8に記載されている期間中は、証拠を提出し、意見を述べるため疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
4. 上記5の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第69条の7第1項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに關し、別途通知する通知日から起算して10営業日（延長があった場合は20営業日）以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
5. 上記7の「輸出差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る知的財産の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第69条の10第1項の規定により、一定の期間経過の後、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることがあります。
6. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から1月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第69条の3第5項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により通知されます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸出することができます。
 - (1) 特許権、実用新案権、意匠権、著作権、著作隣接権、育成者権については、業として輸出されるものでないもの
 - (2) 商標権（商標法第25条及び第37条第1号に該当する場合に限る。）については、業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者が輸出するものでないもの

(注) 上記(1)及び(2)における「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸出の目的、輸出貨物の数量、輸出者等の職業、輸出取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸出貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、これらの諸事情を輸出者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。

 - (3) 権利者から輸出の許諾を得て輸出されるもの
 - (4) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
3. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物の保税地域（他所蔵置場所を含む。）での廃棄又は滅却を希望する場合には、「輸出取りやめ届出書」（税関様式C第5619号）を税関へ提出したうえで、原則として、税関職員の立会いの下に行なうことができます。ただし、運送約款等に基づき貨物を処分する権限を持つ者が行なう滅却も含まれます。
 - (2) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸出に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸出することができます。
 - (3) 当該貨物の国内への引取りを希望する場合には、「輸出取りやめ届出書」（税関様式C第5619号）を税関へ提出したうえで、当該貨物に係る知的財産の権利者から、その国内への引取りに関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、国内へ引取ることができます。
 - (4) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
 - (5) 当該貨物を任意放棄することができます。
4. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されると、関税法第69条の2第2項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することができます。